

第27回司法シンポジウム報告

第27回司法シンポジウム報告

(2016年11月5日 [霞が関]弁護士会館)

「いま、司法が果たすべき役割とは—法の支配の確立をめざして—」

日時

2016年11月5日(土)10:30~17:30

場所

[霞が関]弁護士会館

2015年、憲法や司法に対する社会的な関心が大きく高まり、また、夫婦の在り方に関する最高裁判所の判決等を通して、人権や司法に関する議論も活発になりました。そこで、司法の役割について様々な角度から語り合うことを目的に、第27回司法シンポジウムを開催しました。

シンポジウムは、権利の実現という側面(第1部)と、憲法の番人という側面(第2部)に分けて議論を展開し、第3部では、有識者を交えたパネルディスカッションを行い、約400名の方が参加しました。



シンポジウム運営における試み

今回のシンポジウムでは、当日の運営方法について様々な新しい試みを行いました。

まず、弁護士や法曹関係に留まらず、幅広い人に司法の役割について関心を持っていただくことを目的に、山田洋次氏(映画監督)や内田樹氏(凱風館館長/神戸女学院名誉教授)からいただいたメッセージなどを上映しました。

また、全ての参加者とシンポジウムの内容及び提起された課題を十分に共有するために、分科会方式を採らず、第1部から第3部までを同一会場で連続して開催する進行としました。

このほか、各地の弁護士会館とテレビ会議中継を行い、遠隔地での参加も可能とする運用を行いました。弁護士会によっては、弁護士会館を開放し、市民の方による参加もいただきました。

特に、総合司会を務めた、第27回司法シンポジウム運営委員会の曾場尾雅宏委員及び森岡かおり委員の先導による「笑いヨガ」(第2部及び第3部の休憩中に実施)は、会場の雰囲気をリラックスしたものへと一変させ、好評をいただきました。

第1部

第1部

「権利の実現に果たす司法の役割」

(進行:後藤 裕 運営委員会副委員長、齋藤 泰史 運営委員会事務次長)

第1部では、裁判による人権救済を具体的に検証するパートと、人権救済に向けられた弁護士の実践的な活動を考えるパートに分けて具体的な判例や事例を報告し、法社会学を専門とする吉岡すずか氏(桐蔭横浜大学大学院法務研究科客員教授)から適宜コメントいただいて議論内容を総括しました。

1 報告:「訴訟が社会を変える」という視点から

第1部の前半は、裁判を通じて、どのように権利の実現を果たしてきたかの歩みを具体的に振り返りました。まず、白岩大樹委員が、最近30年間で権利実現に寄与した代表的な裁判例を紹介しました。特に、ハンセン病国家賠償請求訴訟や成年被後見人選挙権確認訴訟の報告をとおし、司法は単に個別の紛争解決だけでなく、社会全体における権利実現に寄与(政策形成機能、吉岡氏のいう「裁判所のフォーラムとしての機能」)していることを確認しました。

また、いわゆる過労死等防止対策推進法制定のきっかけとなった「過労死・過労自殺」事件や、広辞苑の記述まで影響を与えた、いわゆる「セクシュアル・マイノリティ」事件では、当事者の方に登壇していただき、「子どもたちに同じ轍を踏まず、というのが故人からの宿願だと思って過労死問題に取り組んでいる」という遺族の方の思いや、「アメリカでも生徒が公の場で性的な行動を取れば厳しく対処する。しかし、最初からそういうことをするからといって排除することはしない。東京都の対応は、子どもたちがルールを守るチャンスを奪ってしまう。それは教育ではない」という趣旨の裁判での証言が紹介され、こうした当事者の声を受けて、司法が担っている様々な役割を実感する機会となりました。

2 報告:「地域で弁護士が輪を広げる」という視点から

第1部の後半では、各地で取り組まれている弁護士と社会の各種専門家集団との連携による共同作業(司法的ネットワーク)を例に、裁判外の法的紛争解決過程において弁護士の果たす役割について考えました。

弁護士と地域との関わり方の中にこそ活動の個性が出てくるものと考えて、いくつかの地域での実情調査も紹介しました。例えば、以下の活動が紹介されました。

- ▶ 自治体が住民に対する司法サービスを充実させるために法律事務所の誘致事業を継続している例(新潟県柏崎市)
- ▶ 自殺に至る前の原因を早期に発見し解決するためワンストップで様々な相談機関が協力して総合相談会を実施している例(新潟県及び新潟県弁護士会等)
- ▶ 成年後見や未成年後見の困難事例について法人受任などで積極的に対応している例(岡山ネット懇)

特に、岡山の事例に関し、弁護士として当該取組に関与している竹内俊一委員の話は、これから同様の活動を検討している各地の会員にとって貴重な情報となりました。

吉岡氏からは、司法的ネットワークの意義について、裁判所への橋渡しに重要な貢献をしているだけでなく直接問題解決にも役立っていることや、弁護士が地域社会において様々な社会資源(団体)を接続あるいはコーディネートする役割への期待などをお話いただきました。

第2部

第2部

「憲法の番人としての司法の役割」

（司会：狩野 節子 運営委員会副委員長）

第2部では、法の支配を考える上で重要である裁判所の違憲審査権に焦点を当て、憲法判例の報告、アメリカ最高裁の歴史の分析、研究者による討論という3つのパートで構成しました。

1 報告：日本の憲法判例から見えること

近年の法令違憲判例を中心に、「非嫡出子国籍法訴訟」（森洋仁委員）、「非嫡出子相続分訴訟」（福市航介委員）、「選択的夫婦別姓訴訟」（中澤彰孝委員）、「一票の較差訴訟」（大西智之委員）、「砂川事件判決」（狩野節子副委員長）を取り上げて分析しました。そして、21世紀の最高裁には、違憲判断に対してそれまでと違った積極性が見られる一方、政治部門への多大な配慮という現時点での限界も見えることを報告しました。

2 学者に聞く：海外との比較から見えること（進行：有村 とく子 運営委員会副委員長）

次のパートでは、アメリカ合衆国最高裁判所の歴史を紹介した上で、金澤孝氏（早稲田大学法学学術院准教授）に解説していただきました。

アメリカ最高裁は、日本の最高裁より極めて多くの違憲判決を出しています。そこには制度の違い（連邦制、内閣法制局の有無、裁量上訴制度による取扱事件の絞込みなど）があるものの、人権保障の観点からも、アメリカ最高裁は日本より積極的に違憲審査権を行使しているという解説がありました。また、歴史的な経過を経て、アメリカでは精神的自由や少数者の権利の規制の合憲性を厳格に審査する「二重の基準」が確立していることや、そこには国民的な議論と実践の積み重ねがあったこともコメントされました。

3 討論：法の支配の確立のために（進行：小池 純一 運営委員会事務局次長）

【登壇者】

- ・金澤 孝 氏（早稲田大学法学学術院准教授）
- ・見平 典 氏（京都大学大学院人間・環境学研究科准教授）

以上を踏まえ、これからの裁判所が違憲審査権を積極的に行使するための条件について、憲法学・司法政治学の研究者2名による討論を行いました。

見平氏は、司法政治学の観点から、違憲審査権の活性化に影響を与える要素として、各種の「資源（リソース）」をキーワードとして解説されました。そして、国民が司法に対する理解と信頼に基づきつつ、そのあり方に注意を払っているとき、国民は政治動向に左右されにくい、司法の確かな政治的資源、政治的基盤になるということなどをお話いただきました。

金澤氏は、「憲法文化」というキーワードを用いて、違憲審査は、裁判所と政治部門だけでなく国民をも巻き込んだ相互作用、相互対話の中で展開していくものであり、違憲審査の活性化のためには、何よりも国民的な議論と各種の実践が必要であることなどを語られました。

これらの討論を通じて、違憲審査の活性化を考えていくにあたり、裁判所の国民的基盤が重要であることが浮き彫りになりました。

第3部

第3部

「パネルディスカッション：司法に対する理解と信頼を築くために」

（進行：濱田 広道 運営委員会副委員長）

【パネリスト】

- ・青井 未帆 氏（学習院大学大学院法務研究科教授）
- ・見平 典 氏（京都大学大学院人間・環境学研究科准教授）
- ・伊藤 真 氏（弁護士／伊藤塾塾長）
- ・井戸 謙一 氏（弁護士／元裁判官）

現在の社会状況を見つめながら、司法の役割に関連したいくつかの課題と期待について、有識者を交えパネルディスカッションを行いました。パネリストからいただいたコメントの要旨を紹介します。

- ▶ 最高裁の独立性を実効的に支えるような基盤（政治的資源）の存在が重要である。（見平氏）
- ▶ 弁護士は市民と裁判所をつなげる重要な役割を担っている。（伊藤氏）
- ▶ 弁護士集団は、権力の内部にいるわけではないのに正当性のある発言をしているという意味において、日本社会でロイヤル・オポジションになりえている希有な存在だとの指摘は、的を射ていると感じる。（青井氏）
- ▶ 判決するのは、〇〇地方裁判所ではなくて個々の裁判官であり、市民の側もやはり個々の裁判官について評価して励ましていく必要がある。（井戸氏）

他にも、憲法や司法に関する国民の理解を深めていくには法に精通した専門的知識を有する記者の育成が必要である（見平氏）といった今後の課題に直結する斬新な提案もあり、司法の役割に関する期待を熱く語り合っていました。

そして、複数のパネリストからは、期せずして、裁判官に覚悟を決めてほしいとの趣旨の発言が出ていました。

まとめ

最後に、運営委員会の高崎暢委員長が、長時間のシンポジウムの内容を整理し、また、これに関わった関係者への謝辞を述べて閉会しました。

